

聖籠町告示第 3 2 号

聖籠町徘徊者検索事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 9 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町徘徊者検索事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町徘徊者検索事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第 4 条中「利用しようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加える。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 号中「発信機等を貸与された者(以下、「申請者」という。)」を「申請者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料)

第 7 条 機器の利用料は、月額 5 0 0 円とする。ただし、申請者が住民税の非課税世帯に属する者である場合は、利用料を免除する。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。